

産業廃棄物処理業者に係る行政処分（許可の取消し）について

1 被処分者

宮城県角田市島田字御蔵林 3 番地の 2
株式会社ヒロキ（代表取締役 沢 浩一）

2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分年月日

令和 8 年 3 月 10 日

4 不利益処分の原因となる事実

被処分者は、令和 7 年 12 月 15 日に仙台地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 5 項第 2 号イの規定に該当するに至ったことは、同法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号の規定に該当するものである。